

裁判員経験者の意見交換会議事概要

山形地方裁判所

- 1 日 時 平成30年3月5日（月）午後2時00分から午後4時20分まで
- 2 場 所 山形地方裁判所第1会議室（5階）
- 3 出席者
司会者 児島光夫（山形地方裁判所刑事部総括判事）
裁判官 馬場 崇（山形地方裁判所裁判官）
検察官 鶴野澤 亮（山形地方検察庁次席検事）
弁護士 小笠原 信 吾（山形県弁護士会弁護士）
裁判員経験者1番
裁判員経験者2番
裁判員経験者3番
裁判員経験者4番
裁判員経験者5番

【議事概要】

1 自己紹介

（司会者）

本日は、お忙しい中、裁判員経験者の意見交換会に御参加いただき、ありがとうございます。

山形地方裁判所の裁判官の児島と申します。山形には昨年の4月に参りまして、これまでに4件の裁判員裁判を担当させていただきました。本日は、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

さて、裁判員裁判は、スタートから間もなく丸9年を迎えようとしています。全国的には1万件以上の裁判員裁判が実施され、山形でも、昨年末の段階で、既に60件を超える裁判員裁判が実施され、多くの県民の皆さんに裁判員又は補充裁判員として裁判に関与していただいています。

裁判員経験者の皆さんに御回答いただいたアンケートの結果などを拝見しますと、多くの方々によい経験であったとお答えいただくなど、裁判員裁判を好意的に受け止めていただいております。そうした意味では、裁判員裁判はおおむね順調に運用されているといえると思います。

他方で、法律の専門家ではない裁判員の方々にも分かりやすい裁判を実現するため、法律家である裁判官、検察官、弁護人は更に努力や工夫を続けているかなければならないと感じているところです。また、最高裁判所が行っている裁判員裁判に関する意識調査などでは、国民の皆さんの相当数が参加に消極的であるとの結果も出されており、どうすれば国民の皆さんが参加しやすい

裁判になるのかも考えていかなければいけないと感じています。

本日は、そのような点について裁判員経験者の皆さんから有益な御意見や御示唆をいただければと思っています。また、日頃、裁判員の方々と間近に接することのない検察官や弁護士にも出席していただき、皆さんの声を直接聴いていただきたいと思います。さらに、本日は、報道関係者の方々にも傍聴していただいていますので、報道関係者からの質疑応答もできればと思っています。

2 出席者の自己紹介

(検察官)

山形地方検察庁次席検事の鶴野澤と申します。本日は、貴重なお時間をいただき、皆様の御意見を伺いまして、今後の当庁における職務に役立てたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(弁護士)

山形県弁護士会の弁護士の小笠原と申します。本日は、このような機会をいただき、ありがとうございます。裁判員裁判に関しては、弁護士会の中でも、裁判員の皆様、裁判所の皆様に分かりやすい主張、立証をするよう心掛けており、そのために様々な研修を行っております。しかしながら、私たち内部の研修は、発信者同士の研修であり、発信したものを受けていただく裁判員の方々の御意見は大変貴重であると考えています。本日は忌憚のない御意見をいただきまして、将来の裁判員の方々に分かりやすい司法とできるよう努めていきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

(裁判官)

裁判官の馬場と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。私も昨年4月から山形地裁に参りまして、それ以降、裁判員裁判を経験させていただいているところです。法律家の中では唯一裁判員の方々と直接お話しする立場ではありますが、裁判を終わってみて気付いたことなどがありましたら、本日も伺いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 裁判に参加した全般的な感想

(司会者)

本日は、裁判員経験者5名の方に来ていただいておりますが、皆さんに担当していただいた事件は、3件になります。それぞれ私の方から事件の内容を紹介した上で、全般的な御感想をお聞かせいただければと思います。

まず、1番の方ですが、昨年2月に行われた、殺人未遂、銃刀法違反、傷害の事件に関与されました。

この事件は、被告人が、飲食店でトラブルになった被害者から報復されないために被害者を脅そうと考えて、車で被害者が乗る車を追跡していたところ、誤って被害者が乗る車に自車を接触させてしまった、そして、被害者が降車したのを見て、とっさに殺意を抱き、持っていた包丁で被害者の頸部付近を数回切り付け、加療約1か月を要するけがを負わせたが、殺害には至らなかった、その後、被害者が車に乗り込んで逃げようとするのを阻止するため、自車を被害者が乗る車に2回衝突させ、運転手である被害者の妻に加療約15日間のけがを負わせたという事件になります。

(裁判員経験者1)

裁判員の方々と和気あいあいと話をしながら事件を担当させていただきました。裁判所の方からは、いろいろな内容で話を提示していただき、とても分かりやすく、理解できました。

(司会者)

2番、3番の方については、昨年の7月に行われた殺人事件に関与していただきました。

この事件は、認知症を患う父を介護するため、犯行の3週間前から同居していた被告人が、介護が思うようにならずに不安に感じていたところ、犯行直前に父から呼ばれたのをきっかけにとっさに殺意を抱いて、自宅で、父の胸腹部をナイフで刺して殺害したという事件になります。

(裁判員経験者2)

最初はとても緊張しました。人を裁くことに私なんかが関わってよいのか、被告人に恨まれたらどうしようとか、そんなふうに思っていました。裁判員経験者のブログを読みあさって、裁判員とはどういうものかを調べたりもしました。最初は、多くの方がやってよかったと言っているのを見ても、信用できなかったのですが、実際にやってみて、本当によかったと思います。裁判員を経験したことにより、裁判に少し興味を持ち、自分たちの裁判員裁判が終わった後も、別の裁判員裁判を裁判員目線で見に行ったりもしました。

(裁判員経験者3)

その役割を果たすという日まで事件の内容は分かりませんでした。知っただけからは、内容が内容だったので、これが社会なんだと、これからは自分なりに正面を向いて取り組んでいこうと思われました。ちゃんとしたプロセスを踏んで、ちゃんとした結果を出さないと、と思っていましたが、ちゃんとやれたと思いますし、やれてよかったと思っています。

(司会者)

最後に、4番、5番さんの事件になりますが、昨年12月に行われた強盗致傷の事件です。

コンビニでタバコを万引きした被告人が自車に乗り込んで逃走しようとした際、犯行を目撃した配送員である被害者から自車の窓枠をつかまれて停止を求められたのに、逮捕を免れるため、被害者が窓枠をつかんだ状態のまま約200mにわたって自車を走行させ、付近の停止車両への衝突の危険を感じた被害者に手を離すことを余儀なくさせて路上に転倒させ、加療約8日間を要するけがを負わせたという事件になります。

(裁判員経験者4)

最初、裁判員といっても、他人事というか、当事者意識がなく、誰かがやるものだと思っていましたが、選ばれて、裁判員の経験をさせていただきました。「強盗」という罪名は聞いたことがあったのですが、「事後強盗」という罪名は聞いたことがなく、最初はそこから入っていった記憶があります。様々な罪状があるんだなあという感じと、私にとって身近な地域の事件を担当し、よい経験をさせてもらったと思いました。自分一人で考えていたら全然違う方向になったと思いますが、裁判員と裁判官とでいろいろな意見を交換できて、評議できたのが有意義でした。

(裁判員経験者5)

自分が裁判員に選ばれるとは思っていませんでしたが、関心はありました。実際参加してみて、法律の知識がない者が参加してよいものか、人を裁くということに軽率に参加していいものかとずっと思っていました。しかし、自分の意見だけで決まるわけではないということもよく分かりました。人を裁くのは重いものだと思います。裁判後も、被告人はどうしているのかと思い出したりしています。新聞やテレビで裁判員裁判という言葉が出てくると、興味を持って、見たり読んだりするようになりました。知識のない者も裁判に参加させることは意義のあることなのだと思います。

4 審理についての感想

(1) 冒頭陳述

(司会者)

冒頭陳述とは、具体的な証拠の取調べに先立って、検察官や弁護人がどのような事実を重要と考え、立証したいと考えているのかを明らかにするもの、言わば、その後の証拠調べの「ロードマップ」というような位置付けのものです。検察官や弁護人の冒頭陳述の分かりやすさはどうだったでしょうか。あるいは、情報量は必要十分だったでしょうか。量は多かったでしょうか、少なかったでしょうか。それぞれについて一言ずつお聞かせいただければと思います。

(裁判員経験者1)

とても内容が充実していて分かりやすかったです。

(司会者)

検察官と弁護人の説明の分かりやすさに違いはありましたか。

(裁判員経験者 1)

ありませんでした。

(司会者)

内容が詳しすぎるということもありませんでしたか。

(裁判員経験者 1)

ありませんでした。

(裁判員経験者 2)

検察官も弁護人もとても分かりやすかったです。一気にいろいろな情報が来たらどうしようと思っていましたが、休憩なども多かったので、多くの情報が入って来ることもなく理解することができました。休憩も多いかなどは思いましたが、終わってみれば、ちょうどよかったですと思います。情報量は、検察官も弁護人も多すぎず少なすぎず、皆に分かりやすかったです。

(裁判員経験者 3)

冒頭陳述は、読んで聞かせるということが多いので、それが続くと、メリハリがなくなるので、なるべく耳をそばだてて聞いていましたが、人に話して伝えるのは難しいなと思いました。バックグラウンドを理解した上で、耳をそばだてて聞かないと、正確に聞けないなと思いました。聞く側のスキルも必要なのではないかと思いました。

(裁判員経験者 4)

起訴状で大まかな事件内容は分かりましたが、冒頭陳述では、映像や図面で距離の割り出し、何キロくらいの速度が出ていたか、という下調べというようなことが入っていて、非常に分かりやすかったです。これであれば、皆分かるのではないかと思います。

(裁判員経験者 5)

検察官の説明は淡々としていて分かりやすかったと思います。弁護人の説明は、温かみがあると感じました。このことは、裁判員裁判に参加してよかったことだと思いました。

(司会者)

検察官や弁護人において、冒頭陳述について皆さんにお聞きしたいことはありますか。

(弁護士)

冒頭陳述を弁護人がどのように行うかについては、日弁連でも議論され、工夫しているところです。3番の方にお尋ねします。3番の方の事件の弁護人の冒頭陳述メモは、検察庁の冒頭陳述メモに寄せて作成したものになっていま

す。検察庁で作成した冒頭陳述メモは、組織で作成したものになりますから、それと形を合わせた方が分かりやすいかと思って作ったものと思われます。争点は伝わりましたか。

(裁判員経験者 3)

争点は、最初から明確でした。

(検察官)

冒頭陳述メモや論告メモは、その後の証拠調べや評議でも参考になるものを、ということ意識して作成していますが、実際の証拠調べや評議でメモがどの程度活用されていたかを順番にお聞かせいただければと思います。

(裁判員経験者 1)

我々は、事件に関することは全然分かりませんので、いろいろな面で明確に書いていただいているので、よく分かりました。

(裁判員経験者 2)

何日にもわたって評議をするので、こういったものを見ながら裁判の内容を思い出したりすることができました。検察官のものも弁護人のもものも、時系列で、分かりやすくよかったです。

(裁判員経験者 3)

公判の度に、あのときこうだったよね、と思い出すきっかけとしていました。ある程度細かく書いてあると、記憶を引っ張り出す鍵になると思います。

(裁判員経験者 4)

検察官の冒頭陳述メモも弁護人の冒頭陳述メモも、非常に参考になりました。ただ、私たちは素人なので、これがどういう刑になるのかということには慎重になった感じがします。

(裁判員経験者 5)

検察の方の、確かな証拠に基づいて、一つ一つさいころを積み重ねたような分かりやすい説明だったと思います。ただ、法廷では、緊張してしまって、これらを見る余裕はほとんどありませんでした。しかし、見えないところで働いていらっしやるのだなということは感じました。

(2) 証拠の取調べ

ア 証拠書類の取調べ

① 証拠書類の朗読

(司会者)

1番さんの事件では、被害者とその奥さんの供述要旨を記載した捜査報告書が朗読されていましたが、それを聞いた感想をお聞かせください。

(裁判員経験者 1)

一応説明は聞きましたが、どのくらいのけがなのかは、切り付けられた部分の人体図を見せてもらいましたが、実際にどのくらいの痛みなのかは自分でなければ分からないと思いました。

(司会者)

読まれた捜査報告書には、どういう状況で犯行がされたか、今どういう思いかなどが書かれていたと思います。証拠調べの方法としては、書類を読む、証人に話してもらおうという2つの方法がありますが、記憶の残りやすさ、あるいは良し悪しということでは、どのようにお考えですか。

(裁判員経験者 1)

本人に来てもらって、実際どうだったかを聞いてみたかったと思います。

(司会者)

調書でも話自体は理解できましたか。

(裁判員経験者 1)

そうですね。

(司会者)

次に2番、3番の方にお聞きしたいのですが、この事件では、被害者の既往症や介護状況に関するかなり詳しい書類が出された記憶があるのですが、書類の読み上げなどの点で何か記憶されていることはありますか。

(裁判員経験者 2)

検察官や弁護人の冒頭陳述メモや弁論メモとは違い、情報量が多かったので、整理するのが大変だったと思います。写真や刃物が出てきて、精神的にくるものはあったのですが、思っていたよりも大丈夫でした。証拠品や写真を見ることについては、進んでしたいとは思いませんが、見た方が事件の重さを感じることができるので、必要なことだと後になって思いました。

(裁判員経験者 3)

事件の詳細を物語っているものが証拠なので、こういう証拠だという説明もありましたし、法律を知らない素人には訴える力があると思います。それが伝わるように、整理もされていたと思います。

(司会者)

4番、5番の方が担当された事件は、直接被害者の方から話を聞いたので、その前提となる部分はコンパクトに書類で立証してもらったと思いますが、証拠書類の分かりやすさはいかがでしたか。

(裁判員経験者 4)

いろいろな証拠書類、防犯カメラ、場所の略図等、分かりやすいような感じで、さらに証人尋問も被害者が見えられて話をされたということで、最後の判決に至るまで、検察官と弁護人との相違として二つあったと思いますが、どの

くらいの危険度か、それから事件後どうするのか、更生できるかできないか、それが大きなところでした。提出された書類等は、分かりやすく伝わってきました。

(裁判員経験者 5)

写真等を何枚も見せていただきましたし、道路の図面も見せていただき、こういうところで起きた事件だということは分かりやすかったと思います。被害に遭われた方のお話なども聞いて、両人の話をお伺いするのが大切なことだと、そして、お伺いすることによって分かりやすくなるのだと思いました。しかし、被告人があまり危険ではないところをあえて通ったとか、そんなにスピードを出していなかったとか、犯罪者の利益になるようなこととお話されるのは、弁護人の職業上のこととは思いますが、偏っているのではないかと思います。

(司会者)

検察官は、どの程度の証拠書類を出すかということで悩まれるかと思いますが、そういった切り口で何か裁判員の方にお聞きしたいことはありますか。

(検察官)

証拠書類は、何点か出させていただいている、一つ一つはできるだけコンパクトには考えているのですが、例えば、供述調書ですと、ばらばらにするわけにいかないのです、3通読み上げるのに30分くらいかかることもあります。1通の区切りが長すぎて、途中でぼーっとしてしまっただけのようなことはなかったか、何分くらいだったら集中できるか、途中で図面を見せられながらであればもう少しよかったなど、何か感想がありましたらお聞かせください。

(裁判員経験者 3)

人にプレゼンテーションする場だとは思いますが、長く話し続けていると、確かに、聞いている方は頭に入って来なくなります。ポイントポイントでそういうものを挟み込むことで、もしかしたら集中して頭に入って来やすくなるのではないかと思います。

② 傷やけがの写真など

(司会者)

皆さんが関与した事件では、どの被害者も傷を負っているわけですが、検察官は、そのけがの立証につき、どのようにお考えになっているか、お聞かせください。

(検察官)

皆さんの体調が悪くなるようなものはできるだけ見せないようにという考えについては、賛成しているところです。ただ、事実を認定してもらうに当た

り、イラストは、当事者で合意はしていても、実際のものとは異なるので、実際の写真を見て判断していただきたいというのは、長い間検事を行っている身としては、根底にあります。この点は二通りあると思っていて、この傷があったのかなかったのかなど、事実認定が争われている場合には生の写真を見てもらいたいですし、また、争われてはいない場合で量刑に影響があるものについては、実際のものを見ていただくまでの必要はないと考えているところです。

(司会者)

裁判所の方ではどのようなことを考えているのかを馬場裁判官の方でお話ししていただけますか。

(裁判官)

検察官の思いも分かりつつ、裁判所としては、けがの写真を調べず、人体図やイラストを使うことも多くあります。その問題意識として、裁判所では、傷やけがの写真を見せることで検察官がどういうことを立証したいのか、それが量刑にどう影響するのかということを意識しています。また、写真などを見ることで、いたずらに感情に流され、冷静に判断できなくなるのも困りますし、裁判員にとって刺激的な証拠となり、精神的な負担をかけるのもどうかということも考慮して採用するかどうかを考えています。

(司会者)

1番の方の事件では、首や頭に傷がありましたが、その写真はありませんでした。写真がなくても、けがの状況について分かったか、写真がなくて判断に困ったことがあったか、写真を見た方が分かりやすかったかなどにつき、感想をお聞かせください。

(裁判員経験者1)

人体図で、傷の深さがだいたいこのくらいということは分かりました。

(司会者)

2番、3番の方の事件では、胸腹部の傷の状況を、写真は用いず、写真をイラスト化したものを取り調べましたが、いかがでしたか。

(裁判員経験者2)

生の写真を見せられても、さすがにきつかったと思うので、あれくらいでちょうどよかったかと思います。実際にナイフや傷の写真とか、見ているのと見えていないのでは受け止め方が違うと思うので、全くなくすのは違うと思います。イラストだけでは伝えきれないところもあると思います。私の担当した事件ではないのですが、イラストだけだと、これってどういうことなんだろうと、分かりにくいかな、と思う部分もあったので、一概に全部見せるのがいいとも悪いとも言えませんが、難しいところではあると思います。

(裁判員経験者 3)

写真を加工された画像を見ましたが、生の写真ではなくても、現場の写真や使われた道具で凄惨さは伝わってきました。更にあれ以上の表現はないだろうな、私の事件ではあれで十分だと思いました。

(司会者)

4番、5番の方の事件では、被害者のけがが両肘関節打撲のみであったことから、写真やイラストはなく、医師の診断結果を提示しただけでしたが、これについてはどう思われましたか。

(裁判員経験者 4)

診断書の字だけで見れば、大したことないと思いがちですが、被害者の証人尋問により、本人からすれば相当痛かったということが伝わってきました。

(裁判員経験者 5)

実際のけがの様子は分かりませんでしたけれども、恐怖は大きかったのだと思います。本人の話を聞いたのはよかったと思いました。

イ 証人尋問や被告人質問について

① 人証の活用

(司会者)

裁判所としては、できる限り被害者や関係者から直接話を聞きたいと考えているのですが、馬場裁判官からこの関係で補足説明をお願いします。

(裁判官)

検察官は、事前に関係者から話を聞いていて、その話をまとめた供述調書があるわけですが、実際の判断のポイントになるようなところは供述調書を読んでもらう、書類を調べるといよりは、被害者や関係者に、裁判官や裁判員の前で直接話をしてもらおうほうがより伝わりやすいと考えています。裁判所では、それを目指しており、検察官や弁護人にも御協力をお願いしているところです。

(司会者)

4番、5番の方の事件では、検察官が、被害者の供述調書にはよらずに、被害者の証人尋問を実施し、それが結果としてよかったということだと思います。一方で、2番、3番の方の事件では、包括支援センターの相談員の方に来ていただいて、被害者への支援状況について説明していただいた、あるいは、精神科の先生に来ていただいて、精神的な疾患が事件にどのように関わったのかということの説明してもらいましたが、これらの証人の話は役に立ちましたか。

(裁判員経験者 2)

実際にそういった方の話を聞いたのはよかったと思います。ただ、裁判員も証人も被告人も、法廷で話し慣れていないので、とても聞き取りにくかったのではないかと思います。私もはっきりと話そうとしましたが、ほかの人からすれば聞き取りにくかったと思うので、そういう意味では文章もあったほうがよいのではないかと思います。精神科の医師の話は、書面も出されていたので、分かりやすかったです。

(裁判員経験者 3)

被害者が亡くなっておられるので、実際どうだったかということで、話は重要でした。ただ、精神的な疾患に関する聞き慣れない話をどう捉えていいのか判断に迷うことがありました。こういう手順を踏まえてこういう診断がされたからこうですよねと言われても、もっと幅を持った鑑定の仕方があるのではないかと思います。

(司会者)

鑑定人の医師の話が若干消化不良というか、納得しきれなかったということでしょうか。

(裁判員経験者 3)

はい。

(司会者)

1番さんの事件でも医師の話を聞いたと思うのですが、分かりやすさや印象はいかがでしたか。

(裁判員経験者 1)

専門用語を使うことが多く、声も低かったし、分かりにくかったです。

(裁判員経験者 2)

医師の話も重要だと思いますが、私たちの事件では、直接関わった、通報した方の話を聞けなかったのが残念です。聞けていればまた違ったと思います。

② 尋問の分かりやすさ

(司会者)

検察官や弁護人の質問の仕方が分かりにくかった、早口だった、あるいは質問の意図が分かりにくかったなどの観点で、感想があればお願いします。

(裁判員経験者 4)

証人尋問の際、裁判長が最後に制止したものの、誘導尋問に入っていくようになっていて、答える方もそのまま答えてしまいそうになっていたの、裁判長が制止したのは適切な判断だと思います。

(司会者)

検察官が誘導尋問を使いながらさーっと聞いていったので、よく分からな

いのではないかと思って止めた記憶があるのですが、そのあたりのことをおっしゃっているのでしょうか。

(裁判員経験者 4)

そうですね。

(弁護士)

反対尋問の仕方として、私たちが一番気を遣うのは、被害者や御遺族に対する尋問です。人として、あまりきつい内容の質問は避けていますが、被告人の利益のために聞かなければいけないこともあるので、言い過ぎてしまうこともあったかもしれません。もし、言い過ぎているような部分があったら、お聞かせいただければと思います。

(裁判員経験者 5)

弁護人の被害者に対する質問ではなく、弁護人の被告人に対する、心に寄り添った質問や説明をととても人間らしいと感じました。被告人は悪いことをした人ではありますが、こうして弁護していらっしゃるのだと思いました。その後で、弁護人が書いていることを犯罪を起こした方の利益に評価してよいのかなと思った面もありました。寄り添って優しいな、人間らしく扱ってくださっているのだと思いました。

(裁判員経験者 2)

弁護人は、それぞれ性格等も違うでしょうし、一概には言えないでしょうが、私たちの事件の弁護人は、とてもはきはきして聞いて聞き取りやすく理解しやすかったのですが、ほかで見た裁判の弁護人は、被告人があまり話せない状態だったからかもしれませんが、「なんとかですよ。」、「はい。」、「なんとかですよ。」、「はい。」の繰り返しで進んでいくのを見て、これはどうなんだろうなど。弁護人が「はい。」と言わせるだけではなく、被告人から何かを直接言わせた方がよいのではないかなという裁判はありました。

(3) 論告・弁論

(司会者)

検察官の論告求刑、弁護人の最終弁論は、証拠調べの結果を踏まえた検察官、弁護人の最終意見であり、評議の際にはこれを基に議論することになるものですが、論告・弁論について何か御感想はあるのでしょうか。特に、いずれの事件も、評議では懲役の年数が問題になりました。検察官や弁護人が、どのような点に着目して、自分の主張する年数を導き出しているか、そういったところでの御感想があればお願いします。

(裁判員経験者 1)

懲役に関しては、前例を見て、これがこのくらいの懲役だよということので

んだん煮詰めていって、懲役にしました。裁判官が一生懸命説明してくださったので、それを基に議論して決めました。論告、弁論も役に立ちました。

(裁判員経験者 2)

検察官も弁護人も要点をまとめてくれていたので、とても役に立ちました。量刑は、過去のを基に話し合っただけで判決を出せたので、今でもこれでよかったのではないかと考えています。もしかしたら被告人しか知らない事実があったかもしれませんが、裁判の中で出た証拠のみで判断するのは難しかったです。ただ、検察官、検察官、弁護人等によって、後悔のない裁判になったと思います。ただ、同じような事件だけで量刑を決めたことについては、ほかの事件と比べてときに、どうだったのかなと後になって思ったことはありました。私たちの事件と同様に一人を殺した事件でもこんなに違うんだと。私たちの事件では、被告人は最初から認めている自白事件でしたが、ほかの事件ではそうではない部分もあって、言っていることが二転三転している被告人の方の量刑が私たちの事件の量刑よりも軽かったので、比べてみたらどうだったのかなと思うことはありました。

(裁判員経験者 3)

弁論そのものは、過去の量刑や前例を見たりして、ある程度このくらいが相当だという話だったと思いますが、私たちは、相対的にこうだと判断するわけで、同じような裁判でも裁判員のメンバーによって違う、そこにいる人間が評議の場で何を出したかによって違うでしょうし、求刑や最終的な刑を決めるのは難しいと思います。その決めたものがデータになり、蓄積されていくわけですが、そういうものは、AI等の情報機能に任せることとし、私たちが真摯に行ったことは、これからも残していかなければならないと思いました。

(裁判員経験者 4)

どのくらいの刑になるのか分からなかったので、検察官の求刑や前例を参考にしました。被告人のその後の更生を加味してやるのが裁判員の仕事かなと感じました。

(裁判員経験者 5)

被告人にどのくらいの刑を与えるのが最適なのかというのは、雲をつかむような話で、弁護人は被害者への弁償などを取り上げていました。実際どのくらいの刑になるのかと考えていたところ、実際は、検察官の求刑よりは減っているのが通常ようです。検察官は、減るのを想定して求刑しているものなのでしょうか。

(検察官)

弁護人も一生懸命活動されているので、求刑のとおりになることはないんだろうということは、全てにおいてではないですけども、頭に置いています。

5 裁判に参加するに当たっての負担

(司会者)

皆さんには、大体一週間くらいの期間、日常の生活を離れて裁判に関わっていただいたわけですが、仕事を休んだり、家事を家族に任せたり、遠くから裁判所に通ったりといった物理的負担、裁判に関与することによる心理的負担、守秘義務を負うことに対する負担など、負担感についてどのように思われているか、お聞かせください。

(裁判員経験者 1)

私は、近かったので、裁判所に来るのに問題はありませんでした。最初は、人を裁くことに不安はありましたが、裁判官から話を聞いて、流れをつかめるようになって、私は、それほど負担はありませんでした。

(裁判員経験者 2)

守秘義務というのは、何度聞いてもその範囲が分かりにくく、実際これはだめなのか、あるいは大丈夫なのかが曖昧な部分がありました。一つ一つこれはOK、これはNGと言われても把握しきれないので、私は評議室での話は秘密だよと理解しました。

また、ほかの裁判員裁判では、午前中に選任して、午後から審理というものもあったようですが、午前中に選任されてそのまま裁判ですと、いろいろなことが一杯一杯になってしまうと思います。そのような状態では、裁判所、検察官、弁護士、被告人に対して失礼だと思ってしまうので、今回のように選任期日と審理の日とが空いているのはよかったです。それから、初日に入退廷の練習をさせていただいたのはよかったです。

(裁判員経験者 3)

普段議論慣れしていない人たちが集まるので、議論の流れが1周目、2周目で変わっていきなりしました。アメリカなどでは、学校でディベートの授業などがあり、単に言葉を戦わせるだけでなく、相手の立場になって考えて議論することがありますが、日本人はそれに慣れていないので、そうなりやすいのだと思います。

また、働いている人たちが皆こうして裁判に出て来れるわけではなく、2年前には雇止めの問題もありましたし、任命されても、その時間を使ってお金を稼ぎたいと言う人も多いと思います。法律を運用していく立場のルールと財界の路線で設置された法律とがうまく噛み合っておらず、参加に消極的な人が多いのは、そういうところにあるのではないかと思います。私は、職業柄、ある程度そういったことを言う立場の仕事なので、話をすることはできますが、話をしたくてもできない人もいるのではないかと思います。

(裁判員経験者 4)

私の場合は、最初は4日という話でしたが、来てみたら3日と半日に変わっていて、期間的には4日より短くなってよかったと思います。やはり仕事をしていると、5日くらいが限度かと思います。最初、アンケートのような封書が来ましたが、それに何日くらいだったら出られるかという質問があればよいと思いました。封筒も黄色からだんだん緑色になってきて、いよいよ近づいてきたなど。

守秘義務については、相手は必ず守秘義務ということで聞いてくるのですが、新聞に出ていることは皆知っていることなので、それはそれで説明はしていました。

また、住んでいるところが裁判所からは遠かったのも、ホテルに宿泊しました。時期的によければまだよいのですが、特に1月、2月だと遠方から来るのは容易ではないと思います。

(裁判員経験者 5)

高齢ですので、裁判が続いている間はさほどではなかったものの、終わってからどっと疲れが出まして、しばらく疲れが取れませんでした。生涯最後のチャンスと思ってお請けして、お役に立てたかは分かりませんが、とても得難い体験をさせていただいたと思います。人が人を裁くという過程を間近で見させていただいて、皆が真剣なんだと感じました。裁判員は、法律の知識を持たないので、罪を重く考えがちなのではないかと、もっと重い罰を与えてもよいのではないかと思いました。評議の場で、裁判長が「罪を憎んで人を憎まず」とお話されましたが、なかなかそれを捉えることができなくて、やったことはこれこれですし、もっと償ってもらわなければならないかと思いました。しかし、評議の間に裁判官から丁寧に説明していただきましたので、最後は納得できました。裁判員裁判に参加してよかったと思います。これから通知が行った方は、進んで参加していただきたいと思います。

6 今後裁判員になる方へのメッセージ

(司会)

裁判員を経験された立場から、将来裁判員になられる方に何かメッセージがありましたらお聞かせください。

(裁判員経験者 1)

今回裁判員裁判に参加して、とても勉強になり、法律的な部分も少しかじれてよかったと思います。今後、皆さんにもぜひ参加していただきたいです。

(裁判員経験者 2)

実際に選ばれたらすごく嫌だなと思う方もいると思います。私が裁判を終

えてみて思ったことは、自分から触れることはない世界に触れることができ
て本当によかったということです。裁判に携わることで、いろいろ考えさせら
れて、とてもよい経験になりましたし、視野も広がりました。なりたいと思っ
てなれるものではありませんが、機会があったら前向きに考えていただきた
いと思います。

(裁判員経験者 3)

判例が未来に残って行くので、自分たちが未来を作っていくという思いで、
是非逃げないで参加していただきたいと思います。

(裁判員経験者 4)

最初は選ばれるとは思っていなかったのですが、裁判に参加して勉強にな
ったと思います。結果は一つですが、そこまでの過程がいろいろあることを初
めて知りました。私の職業は、検察官、弁護士、裁判官のような立場になっ
たりすることのある職業なので、今回の経験を今後生かして行きたいと思いま
す。用事があったり、健康状態が悪くなかったら、積極的に参加して、よい経
験をしていただければいいなと思います。

(裁判員経験者 5)

いろいろな方に積極的に参加していただきたいと思います。知らなかった
世界を知ることができたという満足感、達成感を得ることができ、大変よい経
験をさせていただきました。ありがとうございました。

7 法曹関係者からの質問

(弁護士)

裁判員に選ばれる前の日の自分に、こういうことがあれば便利だよ、という
ような何かがあったら、教えていただけますか。

(裁判員経験者 4)

生々しい写真の話がありましたけれども、どのような裁判なのかは選任さ
れる前には分かりませんので、凶悪な犯罪の裁判員になったらどうしようと、
最悪のことを考えてしまいます。いろいろ質問して構いません、とはありまし
たが、何を質問してよいのかも分かりませんので、やはり経験者に聞くのがよ
いのではないかと思います。

(裁判員経験者 3)

未来を創ることになるので、参加してください。

8 報道関係者からの質問

(幹事社・さくらんぼテレビジョン)

市民の声を刑事裁判に反映させるため、裁判員を経験してみて、制約を感じ
たことは何かありますか。評議、公判どちらの場面でも結構です。制約の例と

しては、守秘義務があることによって、職場からの目が厳しかった、聞かれたときに困ったことがあった、などです。

(裁判員経験者 2)

制約を強く感じたという部分はありませんでした。守秘義務に関しては、分かりにくい部分はあると思いましたが、私の中では、評議室の中での話は秘密と解釈し、その中のことだけ秘密にしておけば大丈夫なのかなと思っていたので、職場で困ることもありませんでした。

(裁判員経験者 4)

裁判に対しての制約は、特にありませんでした。かえって勉強になったという方が強かったです。職場でも制約などはありませんでしたが、ただ、長くなるとどうかなとは思いますが。

(裁判員経験者 3)

裁判官に、経験の部分は大いに話してほしいと言われてましたが、守秘義務もあり、守秘義務に抵触することはダメだと言われても、なかなか難しい。うまく伝えたいけれども、伝えきれず、もどかしいところです。

(幹事社・さくらんぼテレビジョン)

裁判員制度に対する一般の方の理解は十分あると思いますか。

(裁判員経験者 2)

一般の方の理解は不十分だとは思いますが。私たちもそうでしたが、通知が来るまでは、自分のこととして考えられないというか、頭にないと思うんです。通知が来て初めてどういうものなんだ、こういうものがあつたんだ、選ばれることがあつたんだと思うのだと思います。経験者も周りにはいませんし、理解を深めるのはなかなか難しいと思います。司法は普段余り関わることがないけれども、私は関係ありませんというのは、社会に対して、一国民として、余りにも無関心すぎるのではないかと思います。そういう私も、今まではそう考えていたのですけれども、自分の目の前の生活だけではなく、自分たちの生きている社会に目を向ける機会も大切だと思いました。法曹の方も普段以上に手間がかかったり、法律を専門的に学んできたわけではない素人の考えに振り回されて大変でしょうし、裁判員になった方も急な重圧に悩まされたり、時間の都合を付けたらして、お互いに大変な部分も多くて、裁判員制度に批判的な人もいると思いますが、私は、裁判に限られた専門的なものではなく、一般市民を多少なりとも意識したものになること、また、国民が直接司法に触れる数少ない機会の一つとして、これからも長く続いてほしい制度だと思っています。

(裁判員経験者 5)

裁判員制度は浸透していないと思います。通知を受け取って初めて、こうい

う制度がある、参加しなければならないと。本当は参加しなければならないと
なっていますが、いろいろな事情があって辞退することもあると思います。私
の家族などは、仕事優先なので、できれば当たっても行きたくないと言ってい
ました。ですので、まだまだ浸透していないのだと思います。

(幹事社・さくらんぼテレビジョン)

浸透したり、理解を深めていくにはどうしたらよいと思いますか。

(裁判員経験者 4)

おそらく答えはないと思います。投票と同じで、意識だと思います。

(司会者)

例えば、裁判所や法律家の側でできることはあるでしょうか。

(裁判員経験者 3)

導入前と導入後で、例えば冤罪が無くなったとか、目に見えた効果が統計的
にあるのであれば、それを表に出して、訴求させてはどうかと思います。

(裁判員経験者 5)

裁判員裁判に参加して、悲惨な写真を見せられたり、被告人に狙われたり
という話もありましたので、安心して参加できるんだということを話してい
ただいたらどうかと思います。

(幹事社・さくらんぼテレビジョン)

裁判所への要望や提案があれば、お話しください。

(裁判員経験者 2)

今まで裁判に接する機会がなく、自分とは縁遠いものだと思っていま
しが、裁判員裁判を目の当たりにしてよい経験ができたと思います。もっと若い
時に関わっていたら、司法に関わる仕事を目指したかもしれません。現在の裁
判員に選ばれる年齢は、20歳以上となっており、簡単に変えられるものでは
ないのですが、例えば、補充裁判員は若い人中心に選任してみたり、可能な限
り年齢の引下げを視野に入れて、若いうちから裁判に興味を持ってもらえれ
ば、司法の仕事に関わりたいと思う人も増えるのではないかと思います。

裁判員裁判の問題点とは少し違うのですが、一般企業の受入れ態勢、逆恨み、
守秘義務、急に降りかかってくる重圧の緩和を図ればもっとよいのではな
いかと思います。ただ、急に降りかかってくる重圧については、余り簡単に考
えて参加するのも問題なので、ある程度の重圧はあってよいと思っています。

(幹事社・さくらんぼテレビジョン)

証拠の提示や裁判官の説明に不十分な点はなかったでしょうか。

(裁判員経験者 5)

丁寧で分かりやすかったと思います。写真なども見せてもらいましたが、そ
ういうものがあると、なお分かりやすかったと思います。

(幹事社・さくらんぼテレビジョン)

2月に山形地裁で行われた裁判員裁判で、当日欠員、辞退ということで、結果的に補充裁判員の数を合わせても裁判を実施できる状態ではなくなり、期日は取消しということになりました。辞退者を無くすためにはどうしたらよいかというアイデアがあれば教えてください。

(裁判員経験者4)

それは、裁判員の都合だけなのか、天候や交通機関の影響なのか、それがはっきりしなければ解決しないのではないかと思います。

(幹事社・さくらんぼテレビジョン)

それは、私たちには明らかにされていないところです。

(司会者)

仕事の都合、健康、心理的な負担を感じて、お子さんの養育、家族の介護など、いろいろな辞退事由がありますが、そういった事由で辞退する方が少なからずいらっしゃるようです。そういった方々を何とか減らしていくために何かよい方法がありますか、という問い掛けでもあると思いますが、いかがでしょうか。

(裁判員経験者2)

体調などは仕方ないと思うのですが、仕事関係となると、企業側の理解がまだ薄い部分が多いのではないかと思います。

(司会者)

企業側の理解を得るような努力をすべきということでしょうか。

(裁判員経験者2)

はい。

(裁判員経験者5)

通知を出す場合、現役で働いている人に対しては、人が少なくてなかなか欠勤できない環境の職場もあると思いますので、その人だけでなく、職場に対しても、この人に通知を出したので参加させてほしいという働き掛けをすることは考えておられるのでしょうか。

(司会者)

そのような働き掛けは難しいと思っています。少人数の職場にお勤めの方にも無理に参加させてほしいとなるとどうかなと思います。もちろん、そのような人も参加できるような環境整備は必要だと考えています。

(幹事社・さくらんぼテレビジョン)

例えば、心理的に負担が大きくて、出たくないという感情が起きてしまったという場合だとしたら、何か考えなければいけないことはないでしょうか。2月の裁判員の方は、初公判は出て、次の日に辞退となったのですが、それが仮

に心理的負担だったとして、という質問です。

(裁判員経験者 3)

実際には配慮があるというところが周知されていないだけではないかと思
います。それほど衝撃的な写真はないということが正しく理解されていない。
私が参加するときにも、私は写真見せられるのはだめだとか、最初から拒絶す
る人がいたりしました。それは、経験者の絶対数が少ないからだと思います。
経験者が増えれば、そういう理解も深まってくるのではないのでしょうか。

(司会者)

そういう意味では、1番、2番、3番の方に関わっていただいたのは、殺人
事件、殺人未遂事件で、人によっては負担を感じるのではないかと思うので
すが、そういった観点ではいかがでしたか。

(裁判員経験者 1)

裁判官も含め、皆で和気あいあいというとおかしいですが、いろいろな話合
いをして、皆で理解しながら結論を求めていこうとしていたので、辞退するこ
とが考えにくい気がします。それなりにいろいろなことで、写真なども配慮さ
れていましたし、裁判員になってみて初めて分かることではないかなど。経験
していない方たちは不安に感じることはないかと思ひます。

(幹事社・さくらんぼテレビジョン)

最後に、1番から3番の方にお聞きしたいのですが、事件の性質上、心理的
な負担を感じることはありましたか。それについて裁判所に相談したのか、裁
判所からはどのような対応があったのかについても教えてください。

(裁判員経験者 1)

別に負担は感じませんでした。皆さんと話をして、裁判官からも話を聞いて、
理解できたのかなと思ひます。

(裁判員経験者 2)

私も特に負担を感じることはありませんでした。唯一、経験する前に逆恨み
の怖さは感じていましたが、否認事件だったわけでもなく、被告人が罪を認め
ている状態で、誰かに恨まれるような、例えば傍聴人に誰かがいて恨まれると
か、そういう事件ではないと思ったからというのもありましたが、今回の裁判
員裁判では、負担に感じることはありませんでした。

(裁判員経験者 3)

出てきて役目を果たすこと自体は、負担といえば負担ですが、画像とか、そ
ういうものに対しても確保されていましたし、来ることを決めてしまえば、そ
ういうことはありませんでした。

(山形新聞)

裁判中にも報道がされていたと思ひますが、それは見たでしょうか。また、

裁判報道について、御意見、御感想があればお聞かせください。

(裁判員経験者 5)

裁判の報道は見ました。ああ、このことかなあと思って、私なりに説明したい気分になりましたが、秘密事項なので、これからは話すことはないと思います。関心が高まったというのはいえらと思います。

(裁判員経験者 4)

山形新聞で読みました。テレビでは見ませんでした。ほかの人から、ラジオで聞いたということは聞きました。

(裁判員経験者 3)

テレビを見ないものですから、報道されているかどうかも分かりませんでした。取り扱った事件が介護殺人だったのですが、10年くらい前の報道では、年寄りの孤独死を扱っているものが多く、私も親を一人にはいけないといろいろ考えることがありました。最近では、介護殺人が増えてきていますが、それを特番的に報道しているのを私は見たことがありません。逆に触れないようになってきているのではないかと。もっと掘り下げたものができればよいと思います。

(裁判員経験者 2)

そのときではなく、裁判員裁判を経験してから気にして見るようにはなりました。

(裁判員経験者 1)

私も、経験させていただいてから、裁判員裁判の記事を見ることが多くなりました。

(意見交換会終了)